

国部整豊管第 90 号
令和 3 年 9 月 28 日

愛知県知事 様
岐阜県知事 様
愛知県知事 様
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者 様
農林水産省東海農政局農村振興部長 様
中部電力株式会社代表取締役社長 様

国土交通省中部地方整備局
豊橋河川事務所長
(公 印 省 略)

「矢作川水系ダム管理連絡調整協議会」規約改定について（協議）
及び河川法第 51 条の 2 第 3 項の規定に基づく協議について（通知）

昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川管理者が管理する治水を目的とするダムに加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められていることを踏まえ、洪水の発生のおそれがある緊急時において、利水ダム等を事前放流に最大限活用することを主な内容とした「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）が令和元年 12 月に既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議で取りまとめられ、基本方針及び国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、令和 2 年度より、利水ダム等における事前放流について、任意の協議会の設置や治水協定の締結等、関係利水者の協力を得て取組が推進されてきました。

今後、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画するダム洪水調節機能協議会制度を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされたところです。

つきましては、治水協定の締結にあたって設置した「矢作川水系ダム管理連絡調整協議会」の名称変更を含む規約改定（採決の結果、令和 3 年 9 月 22 日付け承認済み）を行い、河川法 51 条の 2 に基づく「矢作川水系ダム洪水調節機能協議会」として継続し、ダムの洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、協議会に参加されたい。

本来であれば、関係機関のみなさまにお集まりいただき協議するところですが、本書面により別添規約改定（案）の協議、及び協議会に参加し、協議を行うことの通知をさせていただきますので、文書による回答をお願い致します。

〇〇〇第〇〇〇号
令和3年〇月〇日

国土交通省中部地方整備局
豊橋河川事務所長 様

愛知県知事
岐阜県知事
愛知県知事
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
農林水産省東海農政局農村振興部長
中部電力株式会社代表取締役社長

令和3年9月28日付け（国部整豊管第90号）であった、規約改定（案）及び協議会に参加し、協議を行うことに同意します。

協議会に参加する委員、幹事について別紙を送付します。

別紙

機関名：

「矢作川水系ダム洪水調節機能協議会」委員、幹事については、以下の点を踏まえ登録してください。

中部地方整備局における、河川法 51 条の 2 に基づくダム洪水調節機能協議会の構成員は、下記を踏まえて治水協定の締結にあたって設置した「矢作川水系ダム管理連絡協議会」における委員、幹事が、引き続き構成員本人又は構成員から委任を受けた者として対応して頂くことを想定しています。

お手数ですが確認のため改めて、委員、幹事を登録して頂き、変更しない場合は、「変更なし」の欄に○を記入してください。

【参考】

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（令和 3 年 7 月 15 日国水政第 20 号）水管理・国土保全局長通知

・ 2.（3）①ダム洪水調節機能協議会

一級河川に設置された利水ダム等を対象とする「ダム洪水調節機能協議会」の構成員は、河川法改正により、同法第 51 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号において、河川管理者（国土交通大臣）、一級河川に設置された利水ダム等に係る水利使用に関し河川法第 23 条（流水占用）の許可を受けた者又は河川法第 26 条第 1 項（ダムの新築等）の許可を受けた者（以下「利水ダム管理者」という。）（以下総称して「関係利水者」という。）及び関係都道府県知事とされている（必須構成員）。このうち「関係都道府県知事」については、指定区間内の一級河川の管理を行う者としての都道府県知事等を想定している。

・ 2.（3）③留意事項

河川管理者が必要と認める者を協議会の構成員とすることができる。この「河川管理者が必要と認める者」については、河川管理者である国土交通大臣又は都道府県知事が地域の実情に鑑みて決定することとなるが、既に治水協定が締結されている河川においては、治水協定の締結にあたって設置した協議の場に参加している者を、引き続き構成員とすることが望ましい。

また、具体の構成員については、協議会の運用上、法令に位置付けられている構成員から委任を受けた者とすることも可能である。

委員／幹事	役職	変更なし
委 員		
幹 事		

4. ご連絡先

ご担当名：

お電話：() —

Eメール：

矢作川水系ダム洪水調節機能協議会 規約（改定案）

（名称）

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「矢作川水系ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

（協議会の対象ダム）

第3条 協議会は、矢作川水系における、矢作ダム、雨山ダム、木瀬ダム、越戸ダム、矢作第二ダム、黒田ダム、富永ダム及び羽布ダムを対象とする。

（協議会の組織）

第4条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及びダム関係者のうち、別表－1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は中部地方整備局豊橋河川事務所長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。
- 4 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 5 協議会は、第1項によるもののほか、協議会委員の同意を得て、必要に応じて委員以外の者の出席を要請することが出来る。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。
- 七 治水協定に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。
- 八 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

2 幹事会は、別表-2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は中部地方整備局豊橋河川事務所副所長をもってこれに充てる。

4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。

5 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。

6 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会幹事の同意を得て、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請することが出来る。

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中部地方整備局豊橋河川事務所が務める。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。

(附則)

第11条 委員又は幹事は、所属する機関の判断により随時変更することができるものとする。

2 委員又は幹事の変更を行った機関は、速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

第12条 本規約は、令和2年4月20日から施行する。

(一部改定) 令和3年 月 日

別表－１

矢作川水系ダム洪水調節機能協議会

組織名	委員	備考
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	事務所長	河川
国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所	管理所長	ダム管理者
愛知県建設局	河川課長	河川 ダム管理者
岐阜県県土整備部	河川課長	河川
農林水産省東海農政局農村振興部	地方参事官	
愛知県農林基盤局農地部	農地計画課長	ダム管理者
愛知県西三河農林水産事務所	用水管理課長	
愛知県西三河農林水産事務所羽布ダム管理所	管理所長	
愛知県企業庁水道部	水道計画課長	
愛知県建設局	水資源課長	
豊田市上下水道局	上水運用センター所長	
岡崎市上下水道局	上下水道部長	
中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー 愛知水力センター	越戸水力制御所 所長	ダム管理者
明治用水土地改良区	事務局長	
豊田土地改良区	事務局長	
矢作北部土地改良区連合	事務局	
矢作川沿岸土地改良区連合	事務局長	
矢作南部土地改良区連合	事務局長	

規約第４条第５項の規定による委員以外の者

組織名	役職	備考
気象庁名古屋地方気象台	防災管理官	

別表－２

矢作川水系ダム洪水調節機能協議会 幹事会

組織名	幹事	備考
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	副所長	河川
国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所	管理係長	ダム管理者
愛知県建設局	河川課 課長補佐 河川課 課長補佐	河川 ダム管理者
岐阜県県土整備部	技術管理監	河川
農林水産省東海農政局農村振興部	設計課長	
愛知県農林基盤局農地部 愛知県西三河農林水産事務所 愛知県西三河農林水産事務所羽布ダム管理所	農地計画課 課長補佐 用水管理課 課長補佐 管理所長代理	ダム管理者
愛知県企業庁水道部	水道計画課 課長補佐	
愛知県建設局	水資源課 課長補佐	
豊田市上下水道局	上水運用センター副所長	
岡崎市上下水道局	水道浄水課 副課長	
中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー 愛知水力センター	業務課 副長	ダム管理者
明治用水土地改良区	用水課長	
豊田土地改良区	工務課長補佐	
矢作北部土地改良区連合	事務局	
矢作川沿岸土地改良区連合	事務局長補佐	
矢作南部土地改良区連合	事務局長	

規約第６条第６項の規定による幹事以外の者

組織名	役職	備考
気象庁名古屋地方气象台	防災管理官	

協議会規約改定（案）

■規約改定にあたっては、河川法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約にその旨を明記する他、目的、協議会の対象ダム、協議会の構成、協議会の実施事項、協議会資料等の公表について記載する。

矢作川水系ダム洪水調節機能協議会ダム管理連絡調整協議会 規約 【現行規約修正案】 黒書き：現行規約 朱書き：修正箇所	〇〇川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（案） ※本省事務連絡（R3.7.29）の規約記載例	備考
（名称） 第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「矢作川水系ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）と称する。 第1条 一本会は、「矢作川水系ダム管理連絡調整協議会」（以下「協議会」という。）と称する。 （目的） 第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。 —（目的）— 第2条 協議会は、近年の水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関等の緊密な連携の下、総合的な検討を行い、既存ダムの洪水調節機能強化について目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。 （協議会の対象ダム） 第3条 協議会は、矢作川水系における、矢作ダム、雨山ダム、木瀬ダム、越戸ダム、矢作第二ダム、黒田ダム、富永ダム及び羽布ダムを対象とする。 （協議会の組織） 第4条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及びダム関係者のうち、別表－1に掲げる委員をもって構成する。 2 協議会には会長を置くものとし、会長は中部地方整備局豊橋河川事務所長をもってこれに充てる。 3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。 4 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。 5 協議会は、第1項によるもののほか、協議会委員の同意を得て、必要に応じて委員以外の者の出席を要請することが出来る。	（設置） 第〇条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「〇〇川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。 （目的） 第〇条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。 （協議会の対象ダム） 第〇条 協議会は、〇〇川水系における、△△ダム、□□ダムを対象とする。 （協議会の構成） 第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。 2 協議会は、必要に応じて別表〇の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。	

矢作川水系 ダム洪水調節機能協議会 ダム管理連絡調整協議会 規約 【現行規約修正案】 黒書き：現行規約 朱書き：修正箇所	〇〇川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（案） ※本省事務連絡（R3.7.29）の規約記載例	備考
（協議会の実施事項） 第 5 4 条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。 1) 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議で定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日）に基づく治水協定締結に係る事項。 六 2) 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。 七 3) 治水協定に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。 八 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。 4) その他協議会で必要と認めた事項。 2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。 （幹事会） 第 6 5 条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。 2 幹事会は、別表－2に掲げる幹事をもって構成する。 3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は中部地方整備局豊橋河川事務所副所長をもってこれに充てる。 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。 5 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。 6 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会幹事の同意を得て、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請することが出来る。 （事務局） 第 7 6 条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、中部地方整備局豊橋河川事務所が務める。	（協議会の実施事項） 第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議に必要な協議。 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。	

矢作川水系 ダム洪水調節機能協議会 ダム管理連絡調整協議会 規約 【現行規約修正案】 黒書き：現行規約 朱書き：修正箇所	〇〇川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（案） ※本省事務連絡（R3. 7. 29）の規約記載例	備考
（会議の公開） 第8⁷条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。 （協議会資料等の公表） 第9⁸条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。 （雑則） 第10⁹条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。 （附則） 第11¹⁰条 委員又は幹事は、所属する機関の判断により随時変更することができるものとする。 2 委員又は幹事の変更を行った機関は、速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。 第12¹¹条 本規約は、令和2年4月20日から施行する。 （一部改定） 令和3年 月 日	（協議会資料等の公表） 第〇条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。 （雑則） 第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 （附則） 第〇条 この規約は、令和 年 月 日から施行する。	

矢作川水系 ダム洪水調節機能協議会 ダム管理連絡調整協議会 規約			〇〇川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（案） ※本省事務連絡（R3. 7. 29）の規約記載例	備考																																																							
【現行規約修正案】																																																											
黒書き：現行規約																																																											
朱書き：修正箇所																																																											
別表－ 1			別表〇																																																								
矢作川水系 ダム洪水調節機能協議会 ダム管理連絡調整協議会			国土交通省 〇〇地方整備局 〇〇河川事務所長 国土交通省 〇〇地方整備局 〇〇ダム統合管理事務所長 〇〇県知事 〇〇市長 〇〇町長 〇〇電力株式会社 代表取締役社長 〇〇土地改良区 理事長																																																								
<table><tr><th>組織名</th><th>委員</th><th>備考</th></tr><tr><td>国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所</td><td>事務所長</td><td>河川</td></tr><tr><td>国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所</td><td>管理所長</td><td>ダム管理者</td></tr><tr><td>愛知県建設局</td><td>河川課長</td><td>河川 ダム管理者</td></tr><tr><td>岐阜県県土整備部</td><td>河川課長</td><td>河川</td></tr><tr><td>農林水産省東海農政局農村振興部</td><td>地方参事官</td><td></td></tr><tr><td>愛知県農林基盤局農地部</td><td>農地計画課長</td><td rowspan="3">ダム管理者</td></tr><tr><td>愛知県西三河農林水産事務所用水管理課</td><td>用水管理課長</td></tr><tr><td>愛知県西三河農林水産事務所羽布ダム管理所</td><td>管理所長</td></tr><tr><td>愛知県企業庁水道部</td><td>水道計画課長</td><td></td></tr><tr><td>愛知県建設局</td><td>水資源課長</td><td></td></tr><tr><td>豊田市上下水道局</td><td>上水運用センター所長</td><td></td></tr><tr><td>岡崎市上下水道局</td><td>上下水道部長</td><td></td></tr><tr><td>中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー 愛知水力センター</td><td>越戸水力制御所 所長</td><td>ダム管理者</td></tr><tr><td>明治用水土地改良区</td><td>事務局長</td><td></td></tr><tr><td>豊田土地改良区</td><td>事務局長</td><td></td></tr><tr><td>矢作北部土地改良区連合</td><td>事務局</td><td></td></tr><tr><td>矢作川沿岸土地改良区連合</td><td>事務局長</td><td></td></tr><tr><td>矢作南部土地改良区連合</td><td>事務局長</td><td></td></tr></table>			組織名	委員	備考	国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	事務所長	河川	国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所	管理所長	ダム管理者	愛知県建設局	河川課長	河川 ダム管理者	岐阜県県土整備部	河川課長	河川	農林水産省東海農政局農村振興部	地方参事官		愛知県農林基盤局農地部	農地計画課長	ダム管理者	愛知県西三河農林水産事務所用水管理課	用水管理課長	愛知県西三河農林水産事務所羽布ダム管理所	管理所長	愛知県企業庁水道部	水道計画課長		愛知県建設局	水資源課長		豊田市上下水道局	上水運用センター所長		岡崎市上下水道局	上下水道部長		中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー 愛知水力センター	越戸水力制御所 所長	ダム管理者	明治用水土地改良区	事務局長		豊田土地改良区	事務局長		矢作北部土地改良区連合	事務局		矢作川沿岸土地改良区連合	事務局長		矢作南部土地改良区連合	事務局長			
組織名	委員	備考																																																									
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	事務所長	河川																																																									
国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所	管理所長	ダム管理者																																																									
愛知県建設局	河川課長	河川 ダム管理者																																																									
岐阜県県土整備部	河川課長	河川																																																									
農林水産省東海農政局農村振興部	地方参事官																																																										
愛知県農林基盤局農地部	農地計画課長	ダム管理者																																																									
愛知県西三河農林水産事務所用水管理課	用水管理課長																																																										
愛知県西三河農林水産事務所羽布ダム管理所	管理所長																																																										
愛知県企業庁水道部	水道計画課長																																																										
愛知県建設局	水資源課長																																																										
豊田市上下水道局	上水運用センター所長																																																										
岡崎市上下水道局	上下水道部長																																																										
中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー 愛知水力センター	越戸水力制御所 所長	ダム管理者																																																									
明治用水土地改良区	事務局長																																																										
豊田土地改良区	事務局長																																																										
矢作北部土地改良区連合	事務局																																																										
矢作川沿岸土地改良区連合	事務局長																																																										
矢作南部土地改良区連合	事務局長																																																										
規約第 4 3条第 5 項の規定による委員以外の者																																																											
<table><tr><th>組織名</th><th>役職</th><th>備考</th></tr><tr><td>気象庁名古屋地方气象台</td><td>防災管理官</td><td></td></tr></table>			組織名	役職	備考	気象庁名古屋地方气象台	防災管理官																																																				
組織名	役職	備考																																																									
気象庁名古屋地方气象台	防災管理官																																																										

矢作川水系ダム洪水調節機能協議会ダム管理連絡調整協議会 規約 【現行規約修正案】 黒書き：現行規約 朱書き：修正箇所	〇〇川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（案） ※本省事務連絡（R3. 7. 29）の規約記載例	備考																																																									
別表－ 2 矢作川水系ダム洪水調節機能協議会ダム管理連絡調整協議会 幹事会 <table><tr><th>組織名</th><th>幹事</th><th>備考</th></tr><tr><td>国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所</td><td>副所長</td><td>河川</td></tr><tr><td>国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所</td><td>管理係長</td><td>ダム管理者</td></tr><tr><td>愛知県建設局</td><td>河川課 課長補佐 河川課 課長補佐</td><td>河川 ダム管理者</td></tr><tr><td>岐阜県県土整備部</td><td>技術管理監</td><td>河川</td></tr><tr><td>農林水産省東海農政局農村振興部</td><td>設計課長</td><td></td></tr><tr><td>愛知県農林基盤局農地部 愛知県西三河農林水産事務所 愛知県西三河農林水産事務所羽布ダム管理所</td><td>農地計画課 課長補佐 用水管理課 課長補佐 管理所長代理</td><td>ダム管理者</td></tr><tr><td>愛知県企業庁水道部</td><td>水道計画課 課長補佐</td><td></td></tr><tr><td>愛知県建設局</td><td>水資源課 課長補佐</td><td></td></tr><tr><td>豊田市上下水道局</td><td>上水運用センター副所長</td><td></td></tr><tr><td>岡崎市上下水道局</td><td>水道浄水課 副課長</td><td></td></tr><tr><td>中部電力株式会社社再生可能エネルギーカンパニー 愛知水力センター</td><td>業務課 専門課長</td><td>ダム管理者</td></tr><tr><td>明治用水土地改良区</td><td>用水課長</td><td></td></tr><tr><td>豊田土地改良区</td><td>工務課長補佐</td><td></td></tr><tr><td>矢作北部土地改良区連合</td><td>事務局</td><td></td></tr><tr><td>矢作川沿岸土地改良区連合</td><td>事務局長補佐</td><td></td></tr><tr><td>矢作南部土地改良区連合</td><td>事務局長</td><td></td></tr></table> 規約第 6 条第 6 項の規定による委員以外の者 <table><tr><th>組織名</th><th>役職</th><th>備考</th></tr><tr><td>気象庁名古屋地方气象台</td><td>防災管理官</td><td></td></tr></table>	組織名	幹事	備考	国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	副所長	河川	国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所	管理係長	ダム管理者	愛知県建設局	河川課 課長補佐 河川課 課長補佐	河川 ダム管理者	岐阜県県土整備部	技術管理監	河川	農林水産省東海農政局農村振興部	設計課長		愛知県農林基盤局農地部 愛知県西三河農林水産事務所 愛知県西三河農林水産事務所羽布ダム管理所	農地計画課 課長補佐 用水管理課 課長補佐 管理所長代理	ダム管理者	愛知県企業庁水道部	水道計画課 課長補佐		愛知県建設局	水資源課 課長補佐		豊田市上下水道局	上水運用センター副所長		岡崎市上下水道局	水道浄水課 副課長		中部電力株式会社社再生可能エネルギーカンパニー 愛知水力センター	業務課 専門課長	ダム管理者	明治用水土地改良区	用水課長		豊田土地改良区	工務課長補佐		矢作北部土地改良区連合	事務局		矢作川沿岸土地改良区連合	事務局長補佐		矢作南部土地改良区連合	事務局長		組織名	役職	備考	気象庁名古屋地方气象台	防災管理官			
組織名	幹事	備考																																																									
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	副所長	河川																																																									
国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所	管理係長	ダム管理者																																																									
愛知県建設局	河川課 課長補佐 河川課 課長補佐	河川 ダム管理者																																																									
岐阜県県土整備部	技術管理監	河川																																																									
農林水産省東海農政局農村振興部	設計課長																																																										
愛知県農林基盤局農地部 愛知県西三河農林水産事務所 愛知県西三河農林水産事務所羽布ダム管理所	農地計画課 課長補佐 用水管理課 課長補佐 管理所長代理	ダム管理者																																																									
愛知県企業庁水道部	水道計画課 課長補佐																																																										
愛知県建設局	水資源課 課長補佐																																																										
豊田市上下水道局	上水運用センター副所長																																																										
岡崎市上下水道局	水道浄水課 副課長																																																										
中部電力株式会社社再生可能エネルギーカンパニー 愛知水力センター	業務課 専門課長	ダム管理者																																																									
明治用水土地改良区	用水課長																																																										
豊田土地改良区	工務課長補佐																																																										
矢作北部土地改良区連合	事務局																																																										
矢作川沿岸土地改良区連合	事務局長補佐																																																										
矢作南部土地改良区連合	事務局長																																																										
組織名	役職	備考																																																									
気象庁名古屋地方气象台	防災管理官																																																										